

## 第 2 3 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会

日時：平成 2 0 年 7 月 2 6 日（土）

1 3 : 0 0 ~ 1 5 : 1 5

場所：ユートリー 8 F 中ホール

司会： 本日出席予定のお二人の委員の方々が、まだお見えでございませんけれども、定刻でございますので、協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中御出席いただきましてありがとうございます。本日の協議会には田子町長の松橋委員の代理として田子町経済課長の中澤参事が御出席でございます。

それでは、ただ今から第 2 3 回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を開会いたします。

まず本日の資料のご確認をお願いいたします。本日の資料は事前に送付させていただいた次第、資料 2、資料 3、資料 4、資料 5 - 1 から 5 - 3、資料 6、資料 7 - 1 から資料 7 - 2、資料 8 でございます。この他、本日お配りした資料として出席者名簿、席図、資料 1、それから資料番号は打ってございませんが、「県民ワークショップ、全国的・専門的意見の募集について」の資料を配付しております。また、資料をお送りした際に、前回の協議会で配付いたしました資料 4 - 1、資料 5 - 2、5 - 3 を御持参下さいますようお願いをしておりました。前回資料を含めまして不足などございませんでしょうか。

無いようでございますので、それでは開会に当たりまして山口環境生活部長より御挨拶を申し上げます。

山口部長： 山口でございます。本日は、委員各位にはご多忙のところ、お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

また、2 4 日未明の地震により被害を受けられた方々には、心から御見舞い申し上げますとともに、交通機関の影響により、皆様には多大の御労苦をお掛けしました。

さて、不法投棄現場からの産業廃棄物の撤去につきましては、本年 5 月から新たな処理施設として八戸市の奥羽クリーンテクノロジー株式会社に搬出を開始したほか、三戸町の株式会社ウィズウェイストジャパンでの処理量の増加などの結果、お陰様をもちまして平成 2 0 年 7 月 2 3 日現在の累計で 1 8 万トンを超えております。これもひとえに関係皆様の御協力の賜物であり、深く感謝申し上げます。

さて、本日の協議会では、「廃棄物本格撤去計画」及び「廃棄物本格撤去マニュアル」の一部修正等について御報告をするとともに、県境不法投棄現場の環境再生につきまして、今月15日に実施した環境再生提案・審査部会での協議内容について、佐々木部会長から御報告を頂戴することになっております。

また、現場の環境再生に向けて幅広く県民の方々に御参加いただく「県民ワークショップ」や「専門家からの提案募集」の実施方法などを御協議いただくことになっております。

本日の協議会における御協議は、今後の不法投棄現場の環境再生の具体的な検討に向けて重要な位置付けになるものと考えております。

委員の皆様には、それぞれのお立場から忌憚のない御意見、御指導を賜りますことをお願い申し上げ、挨拶といたします。

よろしく願いいたします。

司会： それでは議事に移らせていただきますが、以後の議事進行につきましては協議会設置要領第4第4項の規定により会長が行うこととなっておりますので、古市会長におかれましては、会長席へお移りをお願いいたします。

古市会長： 役目柄、座長を務めさせていただきます北海道大学の古市でございます。

地震等はございましたけれども、今青森が、ねぶた祭と三社大祭ですか、一番元気ない時期ではないかなと思います。そういう折りにお忙しい中をお集まりいただきまして、どうも本日はありがとうございます。

先ほど、山口部長の方からも御案内がございましたように、前回の協議会で、5月に行いましたが、環境再生提案・審査部会を設置させていただきました。

これにつきましては佐々木委員が部会長ということで進められてございます。

さっそく今月の15日に第1回部会を開催していただきまして、今日の協議事項の「県民ワークショップ」及び「専門家からの提案募集」について、いろいろ御検討をいただいているところでございます。こういうものを今日は踏まえて、今後のこの青森での環境再生に向けての熱心な議論が始まっていくと思えます。

こういう議論をするに当たりまして、今、世の中では循環型社会、低炭素化社会等々、自然との共生ということもございますが、そういう視点から環境問題への関心が非常に高まっております。

つい先日も、私が住んでおります北海道の方でG8サミットが開催されました、非常に道民は意識が高くなりました。多分、全国的に環境に対する認識が高まったものと思えます。

その時、やはり地球環境という大きな視点で環境問題を捉えていきましょう、

大局的視点で問題を捉えましょうというような共通認識ができたのではないかなという気がいたします。そういう意味では、ただ単に原状回復ということの意味、これについてももう一度大局的視点から見直してみる、考え直してみる必要もあるのではないかなと私個人的には考えております。

マイナスをプラスに持っていくという発想なんですけれども、これもいろんな御議論があると思います。それは皆さん議論をすべきだと思います。

そういう中で、世の中が非常に原油高騰等で経済的には苦しくなっている面もございます。そういう時に、膨大な、多大な税金を投入して、今、鋭意修復に向けて奮闘しているところでございますが、だからと言って、これはちょっと言い過ぎかも知れませんが、ただ単に被害者意識だけでなく、もうやられたから元に戻してくれよ、当然だろうという発想だけでなく、これをもっと言うとチャンスにして、日本はそういうチャンス、そういう苦難に対して非常に立ち直る、明治維新にしましても第二次大戦にしましても非常に発展したわけです。そういう機会をプラスに活かして何かできないかなということを思っております。そういう意味では、国税なり県の税金なりを使うということの責任も多分にあると思います。

そういう意味では行政の方々もそういうものを当然認識されておられると思いますが、ただ単に環境部局だけのお話ではなく、農政とか建設だとか、それから経済とか、そういういろんな分野の方々と協力をして、やはり青森県を良くする、地域振興を図るのだという気概は、十分あると思うんですけれども、そういう気概を持って立ち向かっていただければと思います。

県民の方々も、やはり県民のためになる地域振興とは何だろうかということをこの機会に考えていただいて、行政の方にそういう要求をしていただければいいのではないかなと考えてございます。

少ししゃべり過ぎましたけれども、この辺の議論は多分部会での御報告の中で、また委員の皆様方と議論させていただくことになろうかと思えます。また詳しいことにつきましては佐々木部会長の方から御案内があるものと考えます。

ちょっと長くなりましたけれども、これで私の挨拶に代えさせていただきます。

以後、座って議事を進めさせていただきますので、皆様、よろしく御協力のほどお願い申し上げます。

では早速ではございますが、今日は報告事項が3つと、協議事項が大きくは1つで環境再生について、そのうち詳細は3つございます。これについて御報告、御審議いただきたいと考えてございますが、まず最初に報告事項といたしまして、今日追加で資料が配付されてございます廃棄物の撤去実績ですね、これにつきまして事務局の方から御説明、よろしくお願いたします

事務局：事務局の鳥谷部と申します。よろしく申し上げます。

それでは資料1の撤去実績累計を御報告いたします。前回、5月分の途中まで報告しておりましたが、今回、5月確定分から報告させていただきたいと思っております。

5月分、作業日数20日、台数703台、撤去実績7,250.03トンとなっております。その後、契約状況に応じましてその後も台数が伸びておりまして、6月分は21日、台数にして1,072台、11,434.39トン。7月分は23日までの実績ですけれども、16日、965台、10,489.41トンということで、7月分、23日までですのあと6日あります。1日64～65台動いておりますので、現状ですと月20日計算で1,300台くらいが想定されるところであります。20年度の実績としましては、4月から7月23日までで作業日数にして76日、3,116台、33,079.77トンを運搬してございます。累計としまして、先ほど部長からお話がありましたように181,722.69トンとなっております。

資料1については以上です。

古市会長：はい、ありがとうございました。

この7月23日現在の撤去実績表につきまして、何か御質問等ございますでしょうか。

はい、中澤さんですね、お願いします。

松橋委員代理 中澤：ちょっとお尋ねしたいのですが、一昨日の地震の関係で、奥羽クリーンテクノロジーあるいは八戸セメントさんの処理を行っている段階で、何も施設等に被害、あるいは遅れというのが無かったかどうか、ちょっと教えていただければと思います。

古市会長：お願いします。

事務局：ただ今の御質問にお答えします。地震による影響で、八戸セメント、小中野地区の停電の影響を受けまして、八戸セメントが停電によって一時停止しております。木曜日・金曜日の処理が止まっておりますが、復旧作業をいたしておる最中ですが、予定としては月曜日から搬入を再開するという事になっておりまして、木曜日・金曜日搬入を止めております。

以上です。

古市会長：よろしいですか。

ありがとうございました。

他にいかがでございましょうか。

では、特段ございませんようですので、報告事項の2番目、6月26日に実施されました田子町の住民説明会について、御報告、説明、よろしくお願ひします。

事務局 : それでは資料2について御説明いたします。田子町住民説明会について、概要ということでお配りしております。議事録につきましては、既に作成しましてホームページに掲載しておりますが、ここでは概要について御説明させていただきたいと思ひます。

6月26日木曜日、6時からの開始予定でしたが、6時10分から8時半までということで、田子町さんの御紹介によりまして上郷公民館で実施しております。町長さん、担当課長さん他も出席いただきまして、純粋に住民としての参加というのは多分4名程度ではなかったかと思ひますけれども、実施させていただきました。

3の報告・説明事項になりますけれども、3項目ございまして、(1)は19年度までの原状回復対策事業の実施状況についてということで、撤去状況及びモニタリング調査結果について御報告させていただきました。(2)の平成20年度以降の撤去計画についてでございますけれども、その撤去計画について、及び当面の運搬タイムテーブルについて御報告させていただきました。それから3つ目として協議会における環境再生の議論の経緯について、以上3項目について説明いたしました。4の概要(質疑応答)のところできく分けて4項目について質疑がなされました。

まず(1)の単位体積重量関係ですけれども、この関係で最も時間を費やしておりますけれども、当初の実施計画における単位体積重量の見通しが甘かったのではないかという主旨の質問が何回か、何人かからございました。

それに対して、当時の単位体積重量 $1.0\text{ t/m}^3$ は当時高密度電気探査、ボーリング調査の結果等に基づく廃棄物の性状等を踏まえたものであり、妥当であったと考えています。また、一次撤去を開始した時に、撤去した廃棄物そのものは現場の廃棄物全体を代表するものではないと考えたため、その当時は見直しができなかった。平成19年度からは鉛直遮水壁工事に伴って掘削した廃棄物を搬出してございますけれども、これらの廃棄物は掘削したものでありまして、 $6.7\text{ 万m}^3$ 全体を代表するものと考えられたことから、今回単位体積重量を見直しまして $1.5\text{ t/m}^3$ 程度としたものだというお答えをさせていただきます。

として、しからば、今後の単位体積重量というのは変更される可能性があ

るのかという主旨の質問もございました。

それに対しては、今後、掘削が進むことによって、つまり、出てくる廃棄物によっては単位体積重量は変更する可能性があるとお答えしております。

裏面を御覧下さい。2つ目の項目として、事業費及び実施計画関係ですけれども、単位体積重量の変更をするというのであれば、事業費も増加するのではないかという質問がありました。

それに対しましては、これまでは加熱処理ということを主体に考えておりましたけれども、加熱処理に比べて単価の安い埋立処理を開始することになりましたので、それを組み合わせることなどによりまして当初事業費の範囲内に収めることとしているという回答をさせていただきます。

その単位体積重量の変更をするというのであれば、実施計画の変更が必要ではないかという質問もございました。

それに対しては、実施計画の変更要件というのは、区域、処理方法、処理期間、処理費用などを変更する場合を定めてございます。そこで実施計画に廃棄物量は容量立方メートル、67万1千立方メートルと表記しておりますので、容量そのものを変えたわけではないと。トン数は変わりましたが、容量は変わっていないということで、現時点で変更の予定はありませんというお答えをさせていただきます。

それから、(3)普通産廃と特管産廃の区分ということで、国の補助率が高い特管産廃を少なくし、普通産廃を多くした理由についてということでございます。それにつきましては、特措法では特管産廃と医療系廃棄物を含む廃棄物などを定義として有害産業廃棄物としてございますけれども、その中で有害産廃は61万 $m^3$ 、その他廃棄物を6万 $m^3$ というふうに見込んで、その旨を記載しております。

その後、医療系廃棄物は投棄されてから年数が経過し、有害性や感染性が無くなっていると考えられるとの国からの通知を受けまして、医療系廃棄物が含まれるだけで有害産業廃棄物というふうにされていた28万 $m^3$ と、先ほど申し上げましたその他廃棄物6万 $m^3$ を合わせた34万 $m^3$ を普通産廃として処理をしているというお答えをしております。

4つ目として、環境再生についてであります。環境再生を進めるに当たっての田子町の意見の取扱いということで、きちんと考慮されるのかという主旨の間でございました。田子町の意見集約結果については、県のホームページによるアンケート結果と同様に、県民意向の1つとして位置付けまして、9月の原状回復対策推進協議会に報告していただき、総合的に検討することといたします、というお答えをさせていただきます。

今年9月までに、田子町としての意見を集約しなければならない理由につ

いてです。拙速ではないかという主旨の質問でございまして、平成20年度の後半、又は来年度の前半に地山が出る予定であり、地山が出る前に方向性を決めておくことで、環境再生の取組を円滑に進めることが可能であるということでお答えをしています。なお、9月までにということで、9月いっぱいということではございません。田子町さんには8月中に意見の取りまとめをお願いしており、田子町さんにおかれましても8月中に集約をするということで作業を進めているようでございます。質問では9月開催のワークショップや部会で協議会に報告されるということで、質問が今年9月までにとなったと理解しております。

岩手県と一体となった取組の推進についてということで、一体として取り組むべきではないかという主旨の質問がございました。岩手県では、今年度は検討をする予定がないとしております。岩手県との協議も当然である。一体として進めていけるものは進めていく。整理しながらやっていきたいというお答えをしております。

ハコモノをつくる場合の事業主体、管理主体についての質問もございました。お答えとしては、事業主体、管理運営主体の位置付けも含め、様々な御意見をいただいているところでございまして、現時点では白紙であるというお答えをしています。

以上です。

古市会長： はい、ありがとうございました。

いかがでございましょうか。参加された方はよく御存知だと思います。6月26日開催の住民説明会、これにつきまして御報告をいただきましたが、何かコメントとか御意見はございますか。

工藤委員、お願いします。

工藤委員： この(3)ですね、普通産業廃棄物と特別管理産業廃棄物の区分とあるのですが、ここで医療系廃棄物は投棄された年数が経過しているから有害性や感染性が無くなっていると考えられるということなんですが、実際確認をしているわけですか。また、何年くらいでそれは無害になるということがあるのですか。

岩手県の場合だと全部撤去しているわけですが、何か無害になったという話は聞いてはいないのですが。その辺はいかがなものでしょうか。

それからもう1点ですが、の地山が出る予定であるので環境再生の方に取り組んでいくということなのですが、地山が出て、あと汚染土壌は無いわけですか。その辺がどういうものでしょうか。その辺を伺いたいと思います。

古市会長： ちょっと確認なのですが、これは、こういうような内容の御質問があって、ここに要旨がありますけれども、回答をされたわけですね。今、御質問されたのは、その時に納得されなかったから再度という意味合いですか。

工藤委員： 田子町のことですが、今、この資料が出たものですから、その辺がどういうものだろうということ伺いたいと思うのですが。

古市会長： はい、再確認ということですね。  
では、これをもう一度議論し直すというのは、ここでは到底時間が足りませんので、簡潔に見解を御説明いただけますでしょうか。

事務局： はい、それでは感染性の廃棄物についてでございます。これについては、ここにも書いてございますけれども、環境省の方から通知がございまして、長い年月経った場合に、その感染性は、本来感染性のものというのは生体内にあって生きていくものであって、生体外に出てしまったものについては生きていけないという考え方から、感染性は無くなっているだろうという見解をいただきました。また、県の方ではその当時、何種類かの伝染病、あるいはウイルス等について検査を実際に行いましたけれども、行った検査の結果では感染性というのは確認されませんでした。そういうことで感染性が無くなったということで普通廃棄物として取り扱っています。

工藤委員： はい、分かりました。今、納得いかなかったものですからね。今の御説明で分かりました。はい、ありがとうございます。

古市会長： 工藤さん、もう1つはよろしいですか。

工藤委員： 地山、この汚染土壌の方も出来れば、時間が無いようですので簡潔にお願いしたいと思うのですが。

事務局： 汚染土壌につきましては、これ、まず私ども土壌調査の方、地山が出てないものですから土壌の調査をしていませんけれども、もし地山が出てきた場合、当然分析調査をしますので、そこで汚染されているということが確認されればそれはそれでちゃんとした対策を取っていくということになります。

工藤委員： 分かりました。ありがとうございます。



古市会長： ありがとうございます。

では次の3つ目の報告事項、「廃棄物本格撤去計画書」及び「廃棄物本格撤去マニュアル」の一部修正につきまして、御説明よろしく申し上げます。

事務局： それでは私の方から報告事項(3)の「廃棄物本格撤去計画書」及び「廃棄物撤去マニュアル」の一部修正について、お手元の資料3に基づきまして説明させていただきます。なお、席上には封筒を置かせていただいておりますが、これには、これから説明させていただきます修正内容を反映しました「廃棄物本格撤去計画書」の全体版と「廃棄物本格撤去マニュアル」の変更ページにファイリング用の穴を明けたものを入れてありますので、後ほど御覧いただくとともに、マニュアルの変更ページにつきましては以前の協議会等でお配りしましたマニュアルの該当ページと差し替えを行っていただきますようお願いいたします。

それでは説明に入らせていただきます。前回の協議会において「廃棄物本格撤去計画書」につきまして単位体積重量の見直しに伴う年度毎の撤去対象量の見直しを協議させていただき、了承いただいたところですが、「本格撤去マニュアル」を含め、その他所要の見直しを行いましたので、今回改めて報告させていただきます。

資料3の方、よろしいでしょうか。

「本格撤去計画書」及び「マニュアル」とともに、主な修正内容といたしましては単位体積重量の見直し、及び新たに契約した処理施設の反映によるものですが、「本格撤去計画書」の修正内容について別紙1として添付しております「廃棄物本格撤去計画書」新旧対照表に基づきまして説明させていただきます。

それでは別紙1、よろしいでしょうか。1ページ目から説明させていただきますと思います。

1ページ目につきましては、前回の協議会でも説明させていただきましたが、再度掲載させていただきます。内容といたしましては、廃棄物の単位体積重量を1.5に見直したことから、年度毎の撤去量を見直したものです。

2ページ目、よろしいでしょうか。

2ページ目の表2-2につきましては、廃棄物の区分を整理した表ですが、調査結果に基づき区分した1千 $m^3$ 毎の廃棄物ブロックを基に、それをさらに特別管理産業廃棄物1、特別管理産業廃棄物2及び普通産業廃棄物に区分し、それぞれに該当する場合の処理方法及びその想定量を整理した表ですので、これまでトンで表記しておりましたけれども、立方メートル表記に改めさせていただきました。

続きまして3ページ目、よろしいでしょうか。

3 ページ目の表 2 - 4 につきましては、原状回復事業の年度別工事計画を説明した表ですが、中段にありますピンクで色付けされている表の部分で、年度毎の撤去量につきまして前回の協議会で御説明したとおり修正するとともに、これに連動しまして標高毎の撤去対象量についても併せて修正したものです。なお、下段の撤去作業計画につきましては、年度別撤去量の修正に併せて日撤去台数、日撤去量等の見直しを行いました。

続きまして4 ページ目、よろしいでしょうか。

2 - 6 の撤去完了確認の項目につきましては、撤去完了確認の時期を記述したページですが、年度毎及び標高毎の撤去量を見直しした関係で、標高 4 4 0 m 以上の廃棄物の撤去完了時期を、当初の計画においては平成 2 0 年度頃としておりましたけれども、平成 2 1 年度頃へ見直ししました。

続きまして5 ページ目、よろしいでしょうか。

このページは、実際に掘削作業を行う際の基本手順を示した部分に出てくる表と図ですが、表の 3 - 1 につきましては先ほど説明いたしました3 ページ目にある表と同じですので、同様に修正を行いました。下の図 3 につきましては、上にあります表の 3 - 1 の標高毎の掘削年度計画を平面図で整理したものですけれども、こちら先ほどの説明と重複いたしますが、標高 4 4 0 m 以上の廃棄物の撤去完了時期を平成 2 0 年度頃としていたものが平成 2 1 年度頃へ変更となりますので、図の上の方に記載してあります平成 2 0 年度頃という文言を、平成 2 1 年度頃と修正いたしました。

続きまして6 ページ目、よろしいでしょうか。

こちら、最後になりますけれども、処理施設の確保について記述した部分において、これまでは確保すべき処理能力につきまして日処理量ベースで記載しておりましたけれども、計算方法が難しく、直感的に分かりにくい部分もございましたので、処理計画量が最大となります 2 1 年度から 2 3 年度における年間の撤去計画量を記載することといたしました。また、本格撤去計画策定時点で 2 施設であった受入れ施設が、現状 4 施設へ増えていることから、記載内容を併せて見直しいたしました。

以上が「廃棄物本格撤去計画書」の修正内容でございます。

なお、別紙 2 といたしまして、「本格撤去マニュアル」修正箇所を添付してございますが、こちらにつきましては「本格撤去計画書」の見直しを踏まえ、同様に修正を行ったほか、その他必要な文言の修正を行ったものですので説明の方は省略させていただきたいと思っております。

私の方からの説明は以上となります。

古市会長： ありがとうございます。

以上、簡潔に容積単位から重量単位に換算し直して、比重 1.5 ということなんです。それに伴って修正しなければいけない箇所につきまして、撤去計画とマニュアルについてそれぞれ御説明いただいたということでございます。

いかがでございましょうか。

栗生委員、お願いします。

栗生委員： 撤去マニュアルの方についてですけれども、今、運搬トラックが非常に多くなっているわけです。それで一般交通もそれに伴って非常に多くなっているということで、いろいろな意見がありまして、協議会の方で何とか対応してもらえないかという意見が私の方にありましたので、ちょっと紹介いたします。

八戸ルート、青森ルートありますけれども、八戸ルートについては数珠つなぎにダンプが来るんですけれども、これについては福地のパーキングで、一旦停まって全部通して、それからまた八戸に行く。帰りも同じく八戸から出て、パーキングに停まり、後続車を 20 台、30 台を通して現場に行く。それから青森の方については、十和田のパーキング、それから天間林パーキング、あと平内パーキングで後続車両を全部通してから、またスタートするというふうにお願ひできないものかなという意見があり、考えていただきたいということです。

古市会長： すいません、どこの意見を反映しておっしゃったんでしょうか。

栗生委員： 私は南部町ですけれども、南部町在住の議員の人からそういう話がありました。町会議員からそういう話がありました。

古市会長： 南部町の議員の方が、ああそうですか。

栗生委員： はい、そういうので、ちょっと予定に間に合わないことがあって困っているという話がありましたので。

古市会長： それを御紹介いただいたわけですね。

それにつきまして、何か県の方でお答えいただくこと、ありますか。

事務局： 八戸ルート、青森ルートというお話でしたけれども、現在のところ、青森ルートはございません。今は通っていませんので、八戸ルートについてということでお答えしたいと思います。

当方では運搬に当たって交通ルールを遵守するように、それを徹底するようという指導をしてございます。従いまして、制限速度50キロのところは50キロ以内で走りなさいという指導をしております。そのことによって渋滞が起こるといふ主旨の御質問かと思えますけれども、それは当方としては交通ルールを守るようという指導をしておりますので、その点はやむを得ないのかなと考えております。

古市会長： はい、いかがですか。

栗生委員： 実質的な運搬走行として、50キロのところは40キロから45キロの安全運転で走っています。それから、60キロのところは50キロから55キロぐらいで走っています。制限速度いっぱい走っているというところではございません。それは確認しております。

古市会長： この議論をしてもあれですので、そういうような御意見があったということで、県からは交通安全のためにマニュアルに則って運行しますということですね。ありがとうございました。

それでは時間の関係で協議事項の方に移りたいと思います。  
どうぞ。

小原委員： 一つ質問です。新旧対照表の2ページの廃棄物の区分です。

古市会長： 「撤去計画書」の方でございますよね。

小原委員： はい、新旧対照表の2ページ目ですが、このところだけ立方メートルに変わっており、ほかは全部トンの表示になっているんですが。何か特別の理由があるのか教えていただきたいと思います。

古市会長： はい、いかがでしょうか？

事務局： こちらの表につきましては、これまでは比重が1.0ということで整理しておりましたので重量と体積が同じでしたので、トンということで記載しておりました。先ほども御説明をしたとおり、こちらは1千m<sup>3</sup>毎のブロック管理に基づいて整理している表ですので、比重が1.5になってしまうとトンでは整理できませんので、実施計画では基本的に立方メートルで整理をしていますので、こちらに合わせさせていただきました。

古市会長： いかがでしょうか。

小原委員： 今後とも、総量、実は私たちも全体どのくらいかという時に、立方メートルでいくのか、トンでいくのか。岩手の場合はたまたま今1立方メートル当たり1トンですから同じになってきているわけですが、変わった時にどれを一般的に言うのかなと思ひまして。他のところは皆トン表示しているものですから。ちょっと気になりまして質問しました。

古市会長： そうですか。その辺はその目的において意識しながら使い分けておられるということですね。ありがとうございました。ここまでで何か御質問等ございますか。須藤委員、お願いします。

須藤委員： 4ページですが。

古市会長： 新旧対照表のですか。

須藤委員： はい、4ページですが、変更案は平成21年度頃と括弧してあるのがありますよね。それが、平成20年度頃が平成21年度頃になったんですけど、20年度頃が21年度頃になったのには何か理由があるのですか。

古市会長： もう一度ちょっと御説明、分かりやすくお願いします。

事務局： こちらの撤去完了時期、標高440m以上のところについてだけ、当初の計画では平成20年度頃には440m以上の廃棄物が全部撤去し終えるだろうということで整理していたのですが、単位体積重量が1.5になったということで、撤去しなければいけない廃棄物が重量ベースでいくと多くなっています。その関係で20年度以降の撤去計画量を前回の協議会で修正させていただきましたけれども、20年度につきましてはやはりこれまで若干遅れていた部分を取り返す、また比重が1.5になったことによって作業を進めなければいけない、撤去しなければいけない量が増えたことございまして、20年度中には440m以上の廃棄物を全部は撤去できないということで、21年度頃までずれ込むことになっているということです。

なお、当然、必要な処理施設を確保して、作業進捗を図ってまいりますので、22年度、23年度に確認する435m以上、430m以上の確認時期はずれ

ないようにしなければいけないと思っています。

須藤委員： しなければいけないということと、出来るということはまた違うわけですね。

事務局： 出来るということでございます。

須藤委員： 出来るということですか、分かりました。ありがとうございました。

古市会長： その辺は同じ新旧対照表の一番最後のところ、6ページですね。確実にやりますと書かれているわけですね。ですから、やられるということですよ。

よろしゅうございますか。では協議事項に移りたいと思います。

次は県境不法投棄現場の環境再生についてということで、3つの項目になってございます。1番目のものは、青森県で実施していただきましたアンケート調査の結果がまとまってございます。これは資料4が関係すると思いますので、これにつきまして事務局の方から御説明いただけますでしょうか。お願いします。

事務局： それでは資料4を御覧下さい。青森県が実施した環境再生に関する県民意向調査についてでございます。これは7月15日の部会でも協議会に先立って同じものを提出してございます。

調査方法としては、インターネットを利用して県のホームページ上のアンケートと、あとは民間調査会社への委託調査、これを併用しまして本県在住者を対象に3月21日から先月末日までの期間で実施いたしました。有効回答数は1,111となっております。なお、調査は、回答に入っていた前に現場の位置とか、原地形のイメージ図など、現場の概略を簡単に整理したものを見ていただいた上で回答をいただいております。

まず回答者の属性ですが、性別、年代について、男性・女性それぞれ20代から50代以上、男性は数名10代が含まれておりますが、この8区分で見ますと女性の50代以上がやや少なめですが、概ねバランスよく捉えることができたと思っております。

居住地については、県内6区分で示しています。人口数との兼ね合いでややバラつきが見られますけれども、大きく捉えますとその前段の3区域、いわゆる津軽地方在住者が約6割、後段の3区域、いわゆる南部・上北・下北地方在住者が約4割となっております。

次に右側、設問に対する回答に移りますが、問1は県境不法投棄問題にどの程度関心を持っていますかということで、この不法投棄事案に係る関心度を聞

いております。結果は、「ある程度関心がある」が52.5%と最も高く、その上の「大変関心がある」と合わせて約7割が、関心があるとしています。

問2はそうした中で環境再生、跡地利用についての関心度を聞いたものですが、これも「ある程度関心がある」が49.5%と最も高く、上の「大変関心がある」と合わせて約65%が関心があるとしています。問1ほどではございませんが、これも高い関心度が示されたと言ってよいかと思えます。

次ですが、問3です。問3は現場の環境再生を進めるに当たって、何が重要だと考えますかということで、どういう視点・観点から考えるべきかということで、その他も含めて15に分類をして、複数回答で回答をしてもらいました。

結果は、「自然環境の保全」というのが最も高く、以下、下の方ですが「現場の不法投棄再発の防止」、「教訓の将来への継承」、「財政負担の軽減」、それから「循環型社会の形成」という順に続いております。

問4は、そういうことを踏まえて環境再生をどのように進めればよいと考えるかということで、大きく5つの分類です。「自然にかえす」、「交流・教育・憩いの場として活用する」、「産業活動の場として活用する」、「インフラ整備の場として活用する」、「生活関連の場として活用する」、こういった項目それぞれに記載のとおり例示を示しながら考えに最も近いものを1つだけ選んで下さいという形で回答をいただきました。結果は、「自然にかえす」が62.1%と最も高く、以下「インフラ整備の場」、「交流・教育・憩いの場」と続く結果になっています。

選択式の設問は以上ですが、以下、右側には問3と問4のクロス集計ということで、これは問4でそれぞれの環境再生の方向性を選択した人が、問3ではどういう点を重要視していたかという関係を見ようとしたものです。

延べ人数のグラフになっております。全体に問3で見たように、「自然環境の保全」というのが最も多く、また後半の「現場の不法投棄再発の防止」、「教訓の将来への継承」、「財政負担の軽減」、これが共通して多いわけですが、個別に見ますと、まず「自然にかえす」というのを選択した人は「自然環境の保全」の他、「環境教育・環境学習の推進」、「循環型社会の形成」という選択も多くなっています。

それから、「インフラ整備の場として活用する」では、やはり「循環型社会」というのが最も多くなっています。

次のページで、「交流・教育・憩いの場として活用する」という選択をした方については、「自然とのふれあい」、「環境教育・環境学習の推進」のほか、「住みよいまちづくり」というのもやや多くなっております。

以下、絶対数が少ないのですが、「産業活動の場として活用する」については、中ほどの「雇用の創出」を始め、その前後にある関連する視点がほかと比較し

て多くなっております。

それから生活関連では「住みよいまちづくり」、それから「雇用の創出」あたりが多くなっています。

全体的に見ますと、それぞれ関連ある項目との関連性、これは当然ながら見て取れるわけですが、同時に問4では1つの方向性のみを選択してもらった中で、その中でも重要と考えるのに複数の着眼点を持っている。前回石井委員から御報告いただきました自然を取り戻すことにニーズを感じる割合が高い一方で、環境再生への何らかの付加価値を求めるニーズもあるという結果にも共通する部分があるのではないかと捉えております。

次、5ページですが、同じ調査内容によるものであります。田子町在住者回答分として別途整理したものの結果です。これは調査方法のところに記載をしておりますが、県のホームページのアンケートについて田子町で調査票を配付して実施したものです。田子町さんには、県が県全域を対象とする主旨で実施する調査とは別に、町独自に地元の意向ということで意見集約をお願いをしているわけでありましたが、田子町さんがそのために独自に設計をして、全世帯に配付をしてアンケート調査を行った際、その調査票の裏面に県の調査内容も転記して、併せてお答えをいただいたということで提出があったものです。

回収数は1,019となっております。年代別にみますと、紫のところの50代以上が7割ちょっとと多くなっております。回答については問1から4まで、最も高い割合を示す項目は前の調査結果と同じになっておりますが、問1、問2では「大変関心がある」、問4では「自然にかえす」という選択が前者より高い結果となっております。また、問4で「自然にかえす」に続くものとして、前者は「インフラ整備の場」というものだったのですが、ここでは「交流・教育・憩いの場として活用する」というものが多くなっております。

いずれにしても田子町さんについては8月中に町の意向を集約していただくということですので、これはその一部というか、参考という位置付けになるのかと思っておりますが、お示したものでございます。

説明は以上です。

古市会長： ありがとうございます。

いかがでしょうか。簡潔にグラフでクロス集計等を合わせながら解説していただきました。どこからでも結構ですので、いろいろ御意見をいただければと思います。

福士委員、お願いします。

福士委員： 県全体を対象にしたアンケートの方で、ちょっと対象者が1,111なんです、



これはアンケートに答える方が自発的にしたという意味ですか。

事務局 : 先ほど申しました県のホームページで実施したものと、あと民間の調査会社に委託したものを併用してやっております、県のホームページの方は数としては32で、この対象者の大部分を占める部分が民間の委託調査によるものだというので、これは会社の方でモニターが、数千人単位だったと思うのですが、青森県内に登録されておまして、その中でうちの方で大体千ぐらい集めて欲しいということでこの数字になっているということです。

古市会長 : 調査会社を通して集めたものと、実際に来たものを両方合わせてということですね。

事務局 : はい、そうです。

古市会長 : 他にいかがでしょうか。  
須藤委員、お願いします。

須藤委員 : 実は私、これを見て、田子町とか周辺に住んでいる方は、その場所の気象とかがよく分かっているはずですよ。私も同じ青森県ですけども、青森市に住んでいると、どういうところなのかよく分からなくて、さっきちょっとお話をしたんですけども、雪は少ないですけども寒いというお話を伺ったんです。これをうちで見た時に、「雇用の創出」というのがありますが、田子の方が8.1で、他のところがちょっと多いんですね。これは、現実を田子の方は分かっているから少なくなっているのかなと。他はあまり分からないから「雇用の創出」を選び、何を作れば雇用が増えるのかというのはあまり考えてないのかしらと思ったんですけども。

古市会長 : 須藤委員がおっしゃっているのは、一番最後の田子町をベースにですか。

須藤委員 : 田子町です。8.1%ですよ。そして他のところを見ますと、少ないのもあるのですが、結構雇用のところが15.5と、いくらとか多くなっているんです。ここの差のことを、現実を分かっているから田子の方はこういうことになったのかなと思ったんですが。

古市会長 : この辺、いかがですか。

事務局： まず説明の中でも触れたのですが、回答をしていただくのに当たって、当然現場を実際に見た人はほとんど無いというか、ゼロだと思われるので、現場の状況について、これは協議会でも前々回でお示したと思うのですが、場所がどこにあるかとか、関係する気象のデータなど、こういったものも出しています。そういったものを見た上でご回答をいただいた。そういう手順は一応踏みました。

それから今おっしゃった雇用の創出が事情を知らない中でこういう結果になったのではないかということですが、この辺の処理や扱いは県民ワークショップの中で加工、しっかり踏まえた上で次の展開でしっかりやっていきたいと思っています。

須藤委員： 先ほどのお話で、スキーはできないというような話だったんですね。ですから、それだけ雪が少なく、風が強い。前回協議会でのお話でしたかしらね、老人ホームなどの施設を造ればいいのかという話が出たことがあったんですね。そうしたら、あそこは寒くて年寄りが住むような所じゃないという話が出たものですから、それがすごく引っ掛かっていたんですね。

私は、場所のことは、住んでみなきゃもちろん分かりません。誰もその山の中に住んでいる人はおりませんから。ただ、今は除雪がきちんとできているけれども、後は吹雪という話をさっき伺ったものですから。

事務局： アンケート調査ですので、項目を本当に細分化して聞くのは無理がありますので、1つの傾向としてまず受け止める。その後どうするかは、後ほどまた触れることになろうかと思えます。

古市会長： 多分、地域の方の情報と、その他ではおっしゃるようには違うと思います。生活感覚を持った上での認識と、一般論としての認識では少し異なりますからね。この辺も踏まえて部会の方で今後御検討いただけると思えます。

他にいかがでしょうか。

もしなければ、これだけ見てすぐにいろいろというのは無理かと思えますので、この後、部会の方で御検討いただいたお話がございますので、そういうものと関連させていただきながら、また帰ってこれを参照しながら御議論いただければいいかなと思います。

それでは協議事項の2番目の「県民ワークショップについて」というものです。この部分につきましては、部会が立ち上がってございますので、佐々木部会長の方から御報告いただくことになってございます。

まず全般的な方向を御報告いただきまして進めていきたいと思っておりますので、佐々木部会長、よろしくお願ひいたします。

佐々木部会長： それでは環境再生提案・審査部会の御報告をいたします。

今月7月15日に第1回の部会を開催いたしました。この部会のメンバーは5名であります。当日は石井委員、古市会長も御出席の予定でありましたけれども、交通のアクシデントがございまして、時間までに到着されなかったということがございました。その後、お二方からは書面によって御意見をいただきましたので、部会での議論とお二方からの御意見を取りまとめた上で部会の報告としてこれから申し上げたいと思っております。

まず、部会の議論ですが本日配布された同様の資料が配付されて説明をいただきました。その後、部会の協議に入りました。

そういうことですので、まずこの協議会の場合でも事務局から資料の説明をしていただいた後で、私の方から部会の報告をしたいと思っております。

それでは県民ワークショップについて、事務局から資料の御説明をまずお願ひいたします。

事務局： それでは県民ワークショップ関係については資料5-1から5-3までになります。

まず資料5-1、県民ワークショップについてということで、1として環境再生計画策定の全体フローにおける県民ワークショップの位置づけ・役割についてとあります。全体フローの中で、このワークショップの前段にはいろんな各種の調査結果があります。先ほど報告したことも含めてです。また、後段には全国からの提案募集というのが控えている中で、このワークショップに何を期待するのか、どこまで深めてもらうのかといった位置づけ・役割について、我々県、協議会、さらにはワークショップを取り進めるファシリテーター、当然のことながら参加者それぞれが大まかな共通認識を持って、ずれのないように進めていきたいという主旨で整理したものです。

ここでは、ワークショップをはじめ全体フローの中でのそれぞれの役割を、まあ確かかどうかということはありませんけれども、果実の種子、種、その収穫という形で例えてみました。

まずワークショップ前段の、先ほど報告をしました県調査や、前回報告いただいた各種調査、さらには今後の田子町さんの意見集約、これらは、一番最初に位置づけられる県民意向の傾向把握ということで、環境再生の議論の種子という例えができるのではないかと。これらの調査によって、大まかな県民意向についての内容、例えば自然であるとか、インフラ整備であるとかの種子の

種類、さらにはそれらがどれくらいの選択者がいるかという種子の数を把握できたということです。

一方で、この種子には次以降に議論を展開するための論点の種子ということがいろいろ含まれているという点もあろうかと思えます。

を飛ばして、ワークショップ後段の全国の専門家等の提案募集については、これまで確認してきましたように、具体的な提案をお願いするというので、これは様々な果樹を育成してもらおうということに例えられるかと思えます。

その中で、戻って、県民ワークショップについては県民意向の掘り下げということで、県民の直接参加による討議方式により、環境再生の方向性を深めてもらうということですが、で蒔かれた様々な種子を議論によって間引きだとか交配とか栄養分を与えるということで、果樹に育ててもらおうための発芽までという役割になるのではないかと。

次の具体案との関係でもう少し整理しますと、吹き出しの中になりますが、環境再生の具体案（形）をつくるのは専門家の役割であるが、そのように形を規定する言葉、形への変換作用を持つ言葉を紡ぎ出していく過程としてワークショップの役割は位置づけられるのではないかとということで、キーワード、あるいはコンセプト的なものの整理までがワークショップのアウトプット、1つの成果として目標とすることになるのではないかと考えております。

以下については、部会ではその提案のあった具体案の絞り込みをしていたわけですが、複数の果樹の選定とあります。

続く、協議会では部会で絞り込まれた具体案を基に協議いただく。これは選定された果樹から上質の果樹の収穫と例えられる。加えて、それらの案にはそれぞれのお考え、あるいは意見が付加されることとなりますが、それは果実の加工品製造に例えています。

いずれにしても、協議会に対しては、その右側にあるように、部会で絞り込まれた案をさらに絞り込む、1つの案を選定するというのではなく、複数の方向性を提示していただきたいと考えているところです。それを基に、県として複数の方向性が示された中からその収穫された果実、加工品から選別を行い、盛りつけを行い、計画として策定していくという流れで考えているところです。

次のページですが、実際のワークショップの概要ですけれども、開催日程・場所については2回予定しております。1回目が9月7日、日曜日、八戸市内で三八・上北・下北地域在住者を対象に、2回目として9月15日、月曜日、青森市内で東青、中南、西北地域在住者を対象にということで、全県を対象にということで考えております。

(2) 編成としては、1会場6人×3グループの18名。各グループにファ

シリテーター、進行役を1名配置して、職員我々2名を配置して補助役という形で携わっていきたいと思っております。この6人というのは、参考事例からも適正規模であるというふうに理解しております。

それから参加者ですが、これは公募によるということで、県のホームページ、報道機関への投げ込み、県広報、公募ちらしを各県民局に設置するというところで、御覧のように週明けから募集するというところで準備をしているところでございます。

ファシリテーターについては、ファシリテーターとしての経験や実績がある方を中心に人選し、依頼していきたいと考えております。

プログラムですが、具体的な進め方、成果のまとめ方については、ファシリテーターの手法によるところが大きいため、ファシリテーターと組み立てていくということになりますが、それに当たって部会の意見、またそれを基にした本日の協議会での意見を踏まえていきたいということです。

その御意見をいただくに当たって、若干前段と言いますが、協議の参考ということで、事務局で用意したものを部会で示しておりましたので、同じ資料を引き続き御覧いただきたいと思っております。それが資料5 - 2ということになります。

これは各種調査結果の概要ということで、ワークショップの前段として各種調査が位置づけられているわけですが、設問の内容ははじめ実施方法に違いがありますので、全てを1つに集約するのはなかなか難しい面はありますけれども、参加者にまとめるとこういう傾向ですよということをできるだけシンプルに示す、それを頭に入れながら議論をしてもらう必要があるだろうということで、概要として整理したものです。

基本的には前回協議会で石井委員から報告いただきました調査で、自然にかえすというものと付加価値という形で大きく分類されていたことに着目したということです。ただ、交流・教育・憩いの場については自然を活用しながらという観点のものが多かったのにも鑑みまして、付加価値だけではなく自然にかえすにも重なるものに分類をして、この図を共通の基本形としてそれぞれの調査結果ではどうなっているかということを整理したものです。緑と青に分類して以下に対応させておりますが、県の調査結果では、先ほどの内容ですけれども「自然にかえす」とする意見が最も多い。付加価値については、「インフラ整備の場」、「交流・教育・憩いの場」が多い。それから田子町の小・中学生を対象にしたアンケートでは、「緑豊かな憩いの場所、公園、野原、森林など」とする意見が最も多い。付加価値については「娯楽・遊戯施設」が多い。北海道大学アンケートでは、全体の81%が環境再生に付加価値を求めており、また46%が「自然を取り戻す」ことにニーズを感じています。付加価値については

“産業”または“コミュニティ”をキーワードとする方向性にニーズを感じており、「バイオガス化施設」「運動施設、公園、老人ホーム」を含む事業が望まれている。八戸工業大学のアンケートでは「植林」とする意見が最も多い。付加価値については「中規模廃棄物処理施設」と「小規模環境教育施設」を併設し、周囲に植林を施す案に肯定的な意見も多い。それから田子町については、これは今実施中ということですが、参考に先ほどの結果ということで、「自然にかえす」とする意見が最も多い。付加価値については「交流・教育・憩いの場」、「インフラ整備の場」が多いということで整理しております。

次に資料の5 - 3になります。県民ワークショップの議論の留意点とあって、括弧にファシリテーターと共有とありますように、今回のワークショップが、先ほどの須藤委員のお話にも関連するのですが、ワークショップが参加者自身の身近な町づくりの問題をテーマにするといったようなものと、若干性格を異にするということで、ともすれば論点がずれていってしまうことが無いよう、また3時間という限られた時間、有効的に、効率的に活用して議論を展開してもらうために、基本的な部分については共通認識を持って進めてもらおうということで整理したものです。

項目としては、上から4つが全体的な事項に関わることで、まず始めの項目、現場の物理的条件ですね、自然条件、交通条件。やはりこれは客観的に無視できない要因であろうということです。右側、留意点になりますが、「     」とするという方向性が、それを考える人の価値観によっていろいろあるわけですが、同時にそれが現場の条件に照らしたらどうなのかという客観的な視点も持っておかなければならないと。例として、「住宅地」と書いていますが、価値観の善し悪しの議論以前に、気象条件を考慮すれば「恒久的な生活の場」としては厳しいのではないかとということを押さえておく必要がある。

一方で、次の例にあるように、先入観的な制約で議論の芽を摘んでしまわないように。例えば、域外からの集客を考えるような方向性は交通条件を考慮すれば無理ではないかということが、ある意味直感的なことでもあるわけですが、それは不便を乗り越える魅力づくりによって克服可能になる場合もあるのではないかと。いずれにしても、制約と克服のバランスをよく考慮しながら、また現場の物理的条件というものをあらゆる案への前提においた議論の進行が必要であろうと考えているということです。

次に、現場の地理的条件、地形ですが、これも地形、やや平坦な地域と深い沢地形からなる。これを前提にした制約という面がある一方、可能性、メリットの両方の視点を持っておく。

環境再生のコスト、事業・維持管理主体です。ここは現実には大きな論点かと思われま。ただ、それ自体を議論の前提、中心にするのは方向性の議論が

目的のわけですので、その議論から離れてしまう抽象的な議論になってしまいますので、あくまで方向性の議論を進める中で自ずと浮かび上がった段階で拾い上げる、そういう形が望ましいのではないかということです。

それから、以下の項目は先ほどの県の調査の分類をベースに記載しています。まず「自然にかえす」ですが、この自然についての方向性の議論にあたっては、調査では一口に自然という大きな括りになっているわけですが、自然にも様々な形態が考えられるだろうと。森林であるとか芝生であるとかお花畑。そのどのような形態が望ましいのか。また、自然に対して、整備なり維持、それぞれの段階で人の関わりの有無というのをどう考えるのか。またその関わりは周辺地域住民、県民、国民レベルに分けて捉えた場合、それぞれどのような現場の個性となって浮かび上がるのかということで、今言った、“どのような”とか、“どう”という、そういう部分を議論で深めていってもらおうということになるかと思えます。

冒頭、会長から原状回復された自然、それだけに留まらずというお話がございました。それに関連して、ここに書いていませんが若干補足しますと、自然にかえすと言った場合、様々な形態が考えられると言いましたが、その中で原状回復後、例えば植林をするとか、その後は基本的に必要最低限の維持管理で手を加えない自然というのもあるかと思えます。人の関わりの有無ということから捉えれば、基本的に人の関わりの無い、いわばクローズされた場所。それはある意味では一番シンプルな自然そのもののあり方なわけですが、そういう自然については跡地利用の方向性としては当然1つの選択肢として考えられるわけですが、ただ、議論によって方向性を深める余地が薄い、幅が無いだろうということになりますので、ワークショップではそういう次元での結論には終わらせないと。ワークショップで議論をしてもらうのは、今との対比で言うと何らかの人の関わりのある、それによってクローズではないオープンな場所としての自然、そういう前提でさっき言った、どのような、あるいはどう、なぜ、そういう議論の展開を想定しているところです。

次の「交流・教育・憩いの場」については、それがどのような形態によって体現できるのか、ハードのみならずソフトという視点も大事かと思えます。それから現場以外の場の活用方策も考えられるのではないかということ、これを念頭に置いていただきたい。

「産業活動の場」「インフラ整備の場」については、周辺地域の特性というのが大きな要素になってきますので、これはあらかじめ事務局できちんと整理していきたいなと思っております。

それから「生活関連の場」については、先ほど、一番最初のところですが、特に現場の物理的条件に照らした議論が必要であろうと思えます。

また「複合型」ということであろうかと思えます。これも単なる足し算ではなく、それぞれの機能が相互に十分発揮される必要があると。

こういった基本的なことをファシリテーターときちんと共有したうえで効率的に議論を進めていきたいと考えております。

資料については以上です。

佐々木部会長： ありがとうございます。

部会では、今御説明いただいたような県民意向調査、あるいはワークショップの位置づけなり、あるいはワークショップの運営の大枠についての説明をいただいたうえで部会としての議論に入ったわけであります。

まず、部会の議論の御紹介をする前に、私なりにワークショップの位置付けについて、別の言葉で整理してみました。最終的には資料5 - 1にありますように、県の方で環境再生計画を策定することになっておりますが、 にありますような全国の専門家たちからの提案募集をいただくことにしております。それは参考資料としていろんな考え方を提案して欲しいということであり、 の専門家たちに対して提案募集いたします時に、全く無条件で提案募集をいたしますと、多分これは極めて技術的な視点からの検討なり提案になると思うんですね。やはりそうではなくて、この問題に関して言うと一番影響を受けている、あるいは関わりを持っている田子町の皆さん、あるいは県民の方々の思い、期待、考え方、こういったものがやはり現実には基盤になるべきだろうと。ただ、そこで示された期待なり思いについて、まだ十分掘り下げられておりませんので、それを県民はワークショップという場でより深く、あるいは多面的に検討しながら、専門家たちの提案募集に結び付けていこうということで県民ワークショップが位置付けられるのではないかとということであります。

ここで御手元に資料として「県民ワークショップ、全国的・専門的意見の募集について」という2ページものの資料があると思えますが、これが部会での議論の要約であります。これに基づいて御報告をいたします。

まず県民ワークショップにつきましては、今簡単にお話をしましたように、これまでの県民意向調査、いくつか実施されてございますけれども、そういった調査の結果を受けまして、それをさらにワークショップという場で掘り下げた議論、あるいは数量的に示されております県民意向の中に潜んでいる可能性と言いますか、課題を掘り起こしながらさらに議論をするというのがワークショップであります。その際に資料5 - 2でお示しいただいた各種の意向調査の結果、それにつきましては量的にはかなり意向、あるいは傾向が把握できるわけでありまして、その中にさらにいろんな可能性なり、あるいは考え方の芽が含まれているのではないかとということでありますので、それをワークシ



ップの中で掘り起こしながら、これからの環境再生のあり方について議論をしていくということになるだろうということでございます。

その際のワークショップで議論していただく際に、いくつか重要な検討の視点があるだろうということであります。まずその1つは、昨年11月10日に開催されました第20回の協議会におきまして、環境再生についていろいろ御議論をいただきました。その中でいくつかの重要な視点が提起されておりますので、それをまず踏まえたいということです。

そのうちの1つとして、持続可能な社会、あるいは循環型社会を形成するという考え方、見方が必要だろうということです。それから不法投棄現場というマイナスのイメージを、これを単に元の自然に戻すということだけではなくて、何らかの新しい価値を付け加えていく、プラスにしていこうという視点も重要ではないかということが2つ目です。それから3つ目としては、不法投棄現場の最終設計、環境上のハード面での再生だけではなくて、住民ニーズに基づいた地域づくりという視点でものごとを考えていく必要があるだろうと。ソフトな視点からの検討が必要だということが4点目です。それから5点目でありまして、冒頭会長からも御挨拶の中で言われましたけれども、これまでの原状回復事業については多額の公的な資金が投入されたということで、国民、あるいは県民の負担においてこういった作業が進められてきたわけでありまして、やはり負担なり協力をしていただいた国民なり県民の理解が得られるような姿を求めていくことが必要だろうと。

最後でありますけれども、現実的には県の財政が非常に厳しい状況にありますので、合理的な方策として考えていく必要がある。あまり夢だけを追っていくわけにはいかないの、合理的、実現可能な方策を考えるという視点が必要だろうということが昨年の第20回の協議会でいただいた御意見、あるいは視点だというふうに思います。

こういった御議論、あるいはデータを踏まえた上で7月15日の部会でいろんな議論がされたわけでありまして、そこで出された視点を御紹介いたします。

まず1つ目は、全国でも最大規模の不法投棄事案で、一方では多大な国民負担を要しておりますので、これは単に田子町、あるいは青森県という一地域の問題としてだけではなくて、全国的な問題として考えるということがやはり必要だろうということです。

それから2つ目としては、この事案の解決に向けて様々な努力、あるいは研究なり施策が進められてきたわけでありまして、そういったもので得られました教訓とか経験、知恵、あるいは技術、これを将来の世代に継承して、あるいは全国的にも活かしていくという視点が大事だろうということが部会で確認され

た視点であります。

そういった考え方や視点を県民ワークショップの中でさらに深めていただくことになるわけですが、その際に県民ワークショップにどのような役割を与えるか、考えるかということでもありますけれども、先ほども申し上げましたように、今まで得られました県民、あるいは田子の方々のご意向、大きな傾向は貴重な情報として得られたわけでもありますけれども、それを単に量的な側面だけではなくて、いかに全国的にこの事案が大きな教訓を与えるものとして再生されるということが必要だということでもありますので、積極的な意味合いを持つような議論としてワークショップが展開されていく必要があるだろうと思います。それを受けて全国的な専門家に対する意見募集に結び付けていくという橋渡し役をこのワークショップは担うべきであろうということでもあります。

県民ワークショップにおきましては、どのような議論の仕方を期待するかということではありますが、先ほど事務局の方から合計2回のワークショップを開催するという説明がございましたけれども、部会としてもその線でワークショップの開催を進めていっていただきたいということではありますが、その際にそれぞれの会場で十分議論を深めていただくということで、グループに分かれて集中的な議論をしていただく必要があるだろうということが1つです。その際にアンケート調査等で示されましたけれども、自然を大事にする、あるいは自然を回復させるということは、大きな基調として出てきておりますので、それをベースにしながらさらに新しい価値をどう付け加えるかという方向で議論をしてもらおうと、それを3つのテーマに分けて今議論をしてもらおうと部会では整理をいたしました。

そのテーマというのは、1つは経済的な視点、あるいは産業活動等の可能性の中でどう考えて創り出していくかというのが1つです。それから2つ目としては、生活の視点です。アンケートの中ではいろんな形でインフラ整備と、いろんな表現で回答されています。それからもう1つは教育とか文化とか交流の視点です。大きく言うとこの3つのテーマをワークショップで議論をして、考え方を深めていっていただきたいなと思っています。

2ページ目に移っていただきたいのですが、そういう中で私たちの部会がワークショップにどういうふうに関与すべきかという話し合いをいたしました。

やはり、このワークショップでの議論をより生産的、積極的な内容のものとして議論していただくために、やはり問題意識の整理が必要だろうということで、ワークショップの議論に入る前にファシリテーターというのは議論の整理進行役と言ってもいいと思いますが、そういったファシリテーターとか、参加者の皆さんに、この議論がどういう意味合いを持ってどういうことが期待されているかということについては十分理解をもらったうえで議論に入っていた

きたいと思います。

その際には、時代的な背景とか、全国的な視点の広がりの中でこの事案を考え位置付ける、その中でこれからの再生のあり方を議論していただきたいということについて十分理解をしていただいたうえで、このワークショップの議論をより効果、成果あるものとして進めていきたいということでもあります。

そういうことで言うと、ワークショップにつきましても部会の責任と言いますが、あるいは協力するということは非常に大きな任務としてあるのではないかと考えております。

以上であります。

古市会長： ありがとうございます。

佐々木部会長の方から端的に、簡潔に御説明いただきました。事務局の方での資料5 - 1から5 - 3では、種子という、要するに環境行政の種子という希望の種を育てるんだと、非常に分かりやすい内容になってございますので、是非こういう希望が見える種を発芽させたいと思います。

そういうものを踏まえまして、部会で御議論いただきました内容について、後でお配りいただいたものは「県民ワークショップ、全国的・専門的意見の募集について」です。これは出来ましたら資料の5 - 4ぐらいにさせていただいた方がよろしいでしょうね。資料5 - 4に基づきまして部会長の方から非常に明解な御説明をいただきました。

大分、県民ワークショップの役割、目的とか、手続等の出発点の整理になってい我想いますので、ここで委員の皆様全員で議論することになってございまずので、忌憚のない御意見をお聞かせいただければと思います。それを踏まえて、また部会の方で詰めていただくという段取りになってございます。

どこからでも結構ですので、御質問とかコメントとか何かございましたらよろしくをお願いします。

いかがでしょうか。石井委員も部会の委員でしたが、私も一緒だったのですけれども、交通機関のトラブルというのは、千歳で乗った飛行機がエンジントラブルで飛ばなくなったものですから、急遽機材繰りで羽田経由で青森に参りましたものですから、えらい遠いなと思いました。やむなく欠席ということになってしまいました。

澤口さん、お願いします。

澤口委員： 今、3のところについて、いろいろ提案を部会の方でするようなんですけれども、県の方はこれについてどういうふう在接受しているのか、ちょっと聞きたいのですけれども。

古市会長： ちょっと御質問の趣旨がよく分からないのですが。こういうのを部会で議論する、この協議会で議論することなんです。その役割を部会で専門的に進めていただくという、そういう役割分担になっていますね。そのうえで、それに対して県がどう考えているかというのは、どういう意味でしょうか。

澤口委員： 資料の「県民ワークショップ、全国的・専門的意見の募集について」の1、2、3のところを私聞き逃したのかもしれないのですが、いろいろと提案されているんですけども、それについて、まず県はこのことをどう受け止めているのか、ちょっとお聞きしたいと思います。

古市会長： いや、だから、どう受け止めているというのは、どういう意味ですか。もっと具体的に御質問していただかないと。ここの委員の方も分からないし、県の方も答えられない。

澤口委員： そのままなんですけれどもね。1つひとつ上げていきますと、NPOを巻き込んで市民グループを加えるべきであると、部会の方ではこういうのを出しているんですけども、これについて県はどう思いますか、1つひとつ聞きたいんですけども。

古市会長： 今ちょっと、資料番号とその箇所を指摘していただけませんか。やっぱり、せっかく資料があるのですから、それに基づいて議論をしたいと思います。じゃあ、部会長にお任せします。

佐々木部会長： 今、御説明をしましたのは、県民ワークショップについてという1のところまでですね。これから2以降、ワークショップでまた御報告いたします。その時点でまた御意見をいただければと思います。

古市会長： 澤口さん、よろしいですか？

他にいかがでしょうか。出発点なものですから、一番出発点が大事なんですよね。地下鉄に乗っても、地図を見ずにこっちだと言ったら、180度違う方向に走っていたという例がよくあります。出発点をしっかり確認して、どちら方向に走ろうとしているかだけは確認して、皆で同意しておかれた方がいいと思います。

いかがでしょうか、福土委員、お願いします。

福士委員： 後で資料5 - 4とした今の資料ですが、1ページ目の下から6行目、矢印の上の右なんです、言葉の意味が分からない、「大まかな方向性の質が平等に深まる」、この意味を教えてください。

古市会長： 部会長、よろしくお願いします。

佐々木部会長： 日本語の表現としてはちょっと練れておりませんが、ここで言うとしていることは、大まかな方向は出るとしても、あまりバラバラな議論になりますと集約が難しいので、ある程度同じような情報の提供なりあるいは説明をしたうえでワークショップでの議論を進めていきたいと、そういう意味合いです。

すいません、後で表現を変えさせていただきます。

福士委員： 特に平等が分からないのですが。

古市会長： じゃあ、出席された井上委員、いかがでしょうか。

井上委員： 今の部会長の説明をちょっと繰り返すことになるかもしれませんが、この趣旨は、大きな方向とは言え、質の高い方向性が示され、バラバラ、つまり散逸しない議論ができるように、そういう話し合いが持てるようにすべきであるということだと思えます。

古市会長： どうも。福士委員、いかがでしょうか。

よろしいですか？

じゃあ、他にいかがでしょうか。

石井委員、お願いします。

石井委員： すいません、部会に出られなかったのですが、資料の5 - 2で、再三、先日私の方から御紹介した北海道大学のアンケートに基づいて付加価値という言葉を使っているとは思いますが、ちょっとこの付加価値の意味について補足と言いますか。何か今の説明ですと、自然があって付加価値があると、すごくバラバラのようなイメージで説明が随所にされているようなイメージで、輪の部分が交流・教育・憩いの場となってしまうと、本当に自然と、例えば産業活動の場とかインフラ、これから議論されるようなものが何か異質のものを合わせて、じゃあこれが環境再生と言っているような感じにとられてしまわないかなというのをちょっと心配しています。

むしろ、この2つがギュッと1つになるような議論を本来はすべきなのかなという意味で、何か自然と付加価値がバラバラになっているので、そのイメージだけで議論は難しいですけども、そういうバラバラなもので付加価値、余計なものをピュッと付けるのではないということだけは今確認したいなと思っています。

古市会長： はい、おっしゃっている意味は、自然にかえすということと付加価値というのは、極端な言い方をしたら対立構造ではないよということですね。元々それは融和するべきものではないでしょうか。

井上委員、お願いします。

井上委員： それは部会でも共通の認識でございまして、ちょっと分かりにくい表現、分かりやすさを求めたが為に、分かりにくくなっているかもしれません。

そういう対立では捉えていなくて、矢印の下の方はまさに今石井委員がおっしゃったように、単に原状回復でない、取り戻された自然をベースにした自然という付加価値、ちょっと何か回りくどい、分かりにくいかもしれませんが、それはやっぱり基調だろうと。基調の中で生活や経済や教育文化というものを合体すると言いますか、そういう考え方をしていくべきだろうと。まさに石井委員が補足されたような意味を共有していると思います。

古市会長： ありがとうございます。多分、一番の根本の議論になると思うんですけども、自然というものの現状認識なり捉え方だろうと思いますね。堅く言えば定義みたいなものですよね。何をもちて自然とイメージされているか、人によって多分異なってくると思います。

ですから、この協議会では自然というものをどういうふうに捉えて、それをどう活かしていくのか、自然を守りたいという気持ちはアンケートにいっぱいございました。資料の4にもございました。皆、県民、日本国民全員、世界の人々も全員共通の認識だと思うんですね。でも、どの自然を守りたいのかということが大事ななと思います。この辺の議論は、何か。

小田委員、お願いします。

小田委員： 部会にも出て、その当たり、今回田子町の町長さん、出席していらっしゃるんですけども、自然にかえすということで、どのような形態でこれからそれをしていっていいか、自然を活かしていったらいいのかというところのお話の中に、やはりあそこの場所は自然的な気象条件も厳しいところで、冬になったらもう全然人の行けないところだという話もありました。

やはりそこに何か施設を造るということも、それをこれから利用されるのかなということと考えたら、素人の私でも、それを整備をしてもそこにどれだけの人が集まっていくのかなということでは首をかしげるところがあったのです。

田子町の町長さんがよく事情を知っている中で、あそこにソバを植えたらどうだろうと。あの辺りは、二戸もそばの産地で、そばがいいんじゃないかなと。ソバを収穫する時に、あそこでそば祭のようなお祭りなどをやったらどうかと。そんなことも考えられるというお話もありました。

やはり、あそこの気象条件を活かし、そして何かプラスのことでこれから考えていく、自然を活かしていくことを県民ワークショップなどでも考えていただきたいなと。

そゞまた、これからのワークショップの議論の留意点でも、やはり、いろんな視点で、どれを優先させてこれから進めていくかということ的前提にしないで、いろんな皆さんの意見をワークショップで集めたい。そして、いろんな意見が出た中で取り組めること、それをまた部会、そして協議会で検討をして、また、もちろん専門家の方々にこれからプレゼンなどもある中で、取り組んでいけるもの、可能なもの、持続可能なものであり、そしてその財政的な負担とか、これからずっと続くことについての検討をこれからしていくべきかなと。

この間の田子町の町長さんがそばというのはどうかなというのが、すごく私は印象に残りました。インフラ整備としても風力発電、風が強いということから風力発電などもどうかなとは考えるけれど、でもそれが本当にいいのかは調査しなければ分からないことがありますし、これからいろんな考えを出し合って、そしてそれが本当にこれから取り上げていいものかどうかを専門家の意見を聞きながら絞っていく、そして実現していくことに繋げていければいいなと私も思っております。

古市会長： 小田委員、部会委員でもありますけれども、非常に貴重なコメント、ありがとうございました。

他に。

大久保委員、お願いします。

大久保委員： 資料5 - 4で第20回協議会、検討の視点というのがありまして、平成19年11月10日、改めて私たちの原状回復対策推進協議会の役割というものを思い起こされましたし、重要な価値観があるんだということも思っております。そして具体的に進んでいくわけなんですけれども、資料の5 - 1にありますように、最終的には県民ワークショップの中で具体化されていく、それにはファシリテーターが非常に重要な役割を担っていくと私も理解をしています。

(4)には、ファシリテーターとしての経験や実績等がある方を中心に人選し、依頼すると書いてありますけれども、もう少し具体的に、本当にいろんな立場、立場があって、いろんな視点を見ている方が人選されると思いますけれども、もう少し具体的に述べられるものでしょうか。

古市会長： 佐々木部会長、いかがでございましょうか。

佐々木部会長： ワークショップにおいて議論をできるだけ皆さんから引き出して、議論を深めて、意義のある成果を出すということで言うと、やはりファシリテーターの役目は非常に重要だと思います。その際に、私、ファシリテーターの人たちには2つの能力、あるいは経験が必要だと思います。

1つは、やはり議論をうまく整理して、前に議論を運んでいく能力と経験と、もう1つは、やはりそのテーマに関してある程度知識を持っている、その両方が必要だと思うのですけれども、なかなかそういう2つを兼ね備える人材はそう多くないかもしれませんけれども、できるだけそういう経験の豊かな人を捜し出してファシリテーターになっていただきたいなと思っています。

具体の中では、現段階でどういう人がいいかということまではまだ議論をしておりませんが、今申し上げましたような方々を県の事務局の方で捜し出していただきたいなと思っています。

古市会長： よろしいですか。より具体的にどうするんだとは。

大久保委員： まだなかなか、9月までには時間がありますので、ゆっくりと落ち着いて人選をしていただきたい。やっぱり、検討の視点からずっと何点が挙げられませんが、ここから外れないような議論が出来ればいいなと思います。

古市会長： そうですね。ありがとうございました。

本当にファシリテーターの方の役割というのは重要だろうと思いますね。

小原委員、お願いします。

小原委員： 今、部会の方で検討されている時に、エリアをどういう範囲で考えておられるのでしょうか。今、まさに撤去しているところは谷地形なんですけれども、谷を下ると処理場までありますし、あるいは遮水壁の外側は広々としているわけですが、土地の所有とか管理はまだ別だと思うのですけれども、こういったエリアでその議論をされるかによって、かなり制約されるとか、もっといろんな、特に周りの広い平地を活用するのかどうか、それから今の処理施設、谷の



下の方に処理施設がございますね、ああいったところまでを含めた広い範囲でものを考えるかによっていろいろ提案する内容も変わってくるんじゃないかという気がするのですが、そこはどのようにお考えなんでしょうか。

古市会長： はい、ありがとうございます。今、小原委員がおっしゃったことは非常に重要だと思うんですね。環境再生の対象範囲をどうするかというのは、これは基本だろうと思うんですが、今おっしゃっていただいた青森側だけの範囲で議論をするのか、汚染現場は一体だからという視点からいくと、両県一緒にというお話もございましたね。

そういうことで、少しその前にちょっと事務局の方に、岩手県との関係はどうなっているかという御報告をいただきたい。そのうえで、佐々木部会長に範囲について、それを踏まえた上でのお答えをいただければと思います。

事務局： 岩手県との関係につきまして、私の方からお話を申し上げたいと思います。

これまで何度か岩手県に再生計画はどのように考えていらっしゃるのか、確認をさせていただきました。その結果、今年度中、20年度中は少なくとも環境再生について議論を深めることにはならないと。しからは、いつになればというようなことでもお聞きをしましたけれども、具体的な時期を明言するような状況ではないということで確認をさせていただきます。それで、当面は我が方での検討状況を情報提供させていただくということにしております。

古市会長： そうですか。ということは、青森県の方の協議会で今進めている環境再生に向けての取り組みについては、向こうの方に情報はお流ししているわけですね。そのうえで協力を願っているわけですね。

事務局： いずれ調整をするという場面は出てくると考えてございまして、その時にはしっかり対応をさせていただきます。

古市会長： そうですか、はい。

佐々木部会長、よろしく申し上げます。

佐々木部会長： 部会の範囲を超えているような。確か部会では、実際のところ、どのエリアを対象にするかということまでは議論をしておりません。ただ、私の頭の中にずっと引っ掛かっておりましたのは、今の話の点ですね。岩手県側と青森県側をどう扱うのか。議論によって、やはり具体的に扱わなければいけない点が出てくるかもしれないのですが、まだそこまで検討しておりませんので、こ

れからの課題かなと思います。

もう1点は、この種の計画を作る前に、影響する範囲、一体的に考えるべき、広い広がりを持ったエリアと、その中でコアになります今回の現場、これは二段構えで提案をいただくということが必要なのではないかと思います。実は小原委員からお話がありましたように、土地の権利関係の問題ももちろん出てきますし、具体的な事業になりますとどういう影響が隣接地域に及ぶかということが提案の内容によってまた違ってきますので、そのあたりについてはこれから部会と事務局の方で議論をして、整理した上で提案と、またはワークショップの検討の範囲で出していきたいなと思っています。現段階ではまだ整理できていません。

古市会長： ありがとうございます。部会でもそういう対象については議論を今後進めていきますということによろしいですか。

小原委員： 私は岩手県ではないものですからあれですけども、岩手県の方にもこういう協議会があるわけですけども、今は汚染土壌をどうするかとか、まさに撤去そのもの、対策そのものに意見が集中してしまっていて、まだ周辺環境をどうするかという段階には至っていない状況です。

ただ、それに関して無関心かと言うと、決してそうではありません。私たちの市も環境基本計画などを作るときに、県境の産廃があったということから環境再生、そういうものも環境の中で非常に大事な項目であると。それについてアンケートを取ったり、あとは検討会のメンバーの中の岩手大学の先生なども独自に県民に対するアンケートだとか、いろんなことをやっています、全く手つかずということではないんですが、それに協議会として取り組んでいるかという、まだそんな状況ではない。従って時間差があるなという気がします。

ただ、撤去量から言えば、実はまだ半分くらいの状況で、とにかくそっちに集中しているものですから、その時間差があるということだと思います。

今までの経緯からすると、なかなか一つで議論をするのは難しいとは思っているんですけども、それはそれで、そうなってもしようがないのかなと。

ただ、そういう場合に、青森側だけを考えてみましても地形を考えると、一番ゴミが埋まっているところは、かなり谷状である。ただその周辺の地域を取り入れるか、あるいは処理施設までずっと、ラグーンがあった辺りまでずっと入れるとなると、またプランナーの方々としてはいろんな発想が出てくるような気がするんです。それを狭義に狭い地域をどうするかというのと、かなり広い範囲にまで、それは途中までだとかいろいろあるかもしれませんが、広い範囲で考えるかによってアイデアもかなり違ってくるように思うんですね。

従って、もし全国募集をすとか、いろいろやる場合には、やっぱりある程度対象を限らないと意見を出す方が、まあせっかく考えてももったいないというか、活かさない場合が多いんじゃないかという気がするのです。やっぱりある程度募集をするというコンペみたいなものですから、そうなる時にはある程度エリアをきちっとしないと、なかなか提案が活かさないのではないかと、そんな気がするものですから質問いたしました。

古市会長： ありがとうございます。貴重なコメントだろうと思います。まず範囲が決まらなないと、多分プランナーもイメージできないと思うんですね。そういう意味で、同じような意味で、今少し青森県内での水処理施設等も含めたものが入っているかどうかという範囲のお話もございました。

例えば環境再生でそこを地域振興に何らかの形で活かしていくならば、岩手県側からの道路付けというのも大事で、ある意味で二戸からのアプローチというのは非常に重要だと思うんですね。そうやって来ますと、多分青森だけの議論ではなく、岩手県もなってくる。そうすると今の議論を進めますと、やはりどこかの時点で範囲を決めていかななくてはいけない。それは一番大きなところは岩手県との関係である。

そういう時に、小原委員は岩手県の方の委員もやられておられるとお聞きしていますけれども、できましたらそういうニーズも岩手県の方でおっしゃっていただくと非常にいいなという気がするんですね。

要するに、早すぎるということではなく、もう2012年、平成24年に終わる、特措法は10年間だと決まっているわけですよね。だから、ここの協議会で一緒に議論をしている、こだわっているところは10年で終わらせるんだよねと。だったら、本当にしっかり修復が出来るのか、また環境再生ができるのかということ、やはり真剣に考えるべきだと思うんです。

だとすると、計画とはそういうものだと思うんですね。それをまだそこに関われない、まあそういう意味でおっしゃっているのではないと思うのですが、その辺がちょっと私としては個人的には分かりにくい面があるんですね。

すいません、別段、小原委員と議論するわけではございませんので、失礼いたしました。

小原委員： いえ。ただ現実からすれば、まだこれからで、半分まで来た。時間的には半分まで来て、これからきちんと廃棄物を処理する、安全宣言まできちんと持っていく。それがやっぱり最重要なテーマだと思っているんですよね。もちろん、それが終わってから計画を作るのではなくて、そろそろ見える頃からはない

かなという気がしています。

私はこの町長さんとも話をしているのですが、両県が撤去については精力的に努力されている。せめて再生ぐらいは私たち地元住民が本当に参加をして、いい形で再生を図りたいということは話をしているのです。

非常に短期間のうちにプランをまとめられるということだと、多分時間的に一緒に議論をする場というのはあまり無いのかなと思って、それはそれで、青森側は青森側の個性を活かし、岩手は岩手の個性を活かして、利用する方々は両方利用できる、それはそれでもいいのかなと思っているんですけども。

古市会長：　そうですか、分かりました。それでは小原委員の御意見と承ります。

ごめんなさい、もう今3時になってしましまして、まだ議題が残っておりますので、一応この協議事項の県民ワークショップにつきましてはいろいろ御意見もいただきましたので、この方向で進めていただいてよろしゅうございますか。

ありがとうございました。では引き続きまして佐々木部会長の方から3の専門家からの提案募集について、これについて御説明よろしくをお願いします。

佐々木部会長：　それでは全国的な専門家からの提案募集について、部会で議論されたことを報告します。先ほどの資料の2ページ目の3番目です。ここで事務局の方から提案募集のアウトラインが示されておりますけれども、部会では基本的に了承されたわけですが、実際にそれを実行するに当たっていくつか考慮すべきこと、あるいは付け加えることがあるのかということで、いくつか意見が出されました。

1つは応募対象者で、その中でNPOというのが出ておりますね。最近よくNPOという言葉が新聞なりテレビで出ているので、およそイメージされるだろうと思いますけれども、これに市民グループを加えるべきだというふうに提案された意見がございました。

これは何故かと言いますと、NPOというのを現実に考えると、法人格を持ったNPOと狭く限定されてしまうということで、法人格を持たないNPOとか、あるいは一般の市民グループの人たちが応募する気が無くなってしまふ、自分たちは資格がないんだと思ってしまふというのはもったいないなど。

NPOと書いたのは、やはり一般市民、少数意見を求めるということをやろうということなので、範囲を広げる意味で市民グループを入れた方がいいだろうと提案されております。これについては部会の中では反対は特にございませんでした。

それから2つ目に書いてありますけれども、今回専門家からの提案募集をい

たしますけれども、これは入選、入賞したからと言って賞金が出るわけでもないし、入選されたものが事業に移される段階で提案者に工事が発注されるわけでもなく、全く無料奉仕なんですね。なので、今までのいろんな事例から見ますと、無報酬でコンペに応募するというのはなかなかプロの会社では難しいのではないかと。

もちろん、応募するところが出てくるかもしれませんが、あまり多くは期待できないとすれば、それに代わるものを対価として用意する必要があるのではないかとということで、出てきた意見がやはり応募されたグループ、あるいは当選されたグループ、組織に対して名誉を与える。

社会的に重要な仕事に対して協力、貢献してくれたということ、顕彰の意味もあってPRするというので、何とか貢献に応えるということをやれば多少でも応募してくれる方が増えるのではないかとという意味合いで、私どもホームページでの公表など、名誉で応える必要があるという意見が出て参りました。

それから4つ目の丸でありますけれども、募集要項をこれから発表して募集に入るわけでありますけれども、その募集の中に、やはり今回の募集、あるいは事案の意義を積極的に謳い込むべきではないかと。例えば、全国最大規模の不法投棄事案であるということとか、それを単に処理して終わりということではなくて、もっと前向きに将来のために活かしていこうという試みであるとか、あるいは積極的に言えば専門家なり市民グループからの提案を求めるという意義を強調するべきではないか。それを通じて、この事案がいかにもマイナスイメージというよりはむしろ将来に向かってプラスの価値を発信して、あるいはプラスのイメージを持つようになるということになるのではないかとということで、御意見が出されていました。

それに併せて、応募段階でプレスリリース等をして、県内に留まらず、全国的にそれを発信するという努力を重ねてやっていく必要があるということです。

それから、そのページの2に戻りますけれども、専門家に対していろいろ提案募集をいたします時に、いろんな具体的な情報、あるいはデータと併せて先ほどの県民ワークショップでの議論の様子をできるだけ臨場感を持ってアピールできるような、例えば映像とか音等を含めて情報提供をしていくということ併せてやる必要があるのではないかと。

そうなりますと、応募する方も地元の方々の熱気、あるいは意欲を感じ取っていただいて、より質の高いものが提案として出てくるのではないかとという工夫もして欲しいというような提案も出されていました。

そういうことで、基本的には専門家の募集をやりますけれども、できるだけ積極的な意味合いを持つように、全国的な発信をしながら募集をしていく必要があるということでした。

以上です。

古市会長： ありがとうございます。これ、資料6はどうなるのでしょうか。

事務局： 部会が出した同じものを資料6という形でお出ししています。

古市会長： どういたしましょう。時間も5分過ぎていますので。大体内容については今の佐々木部会長の方から御説明をいただきましたので。特に付け加える重要な点がありましたら、資料6の追加説明を。

事務局： 中味の個別はちょっと省略ということにいたしますが、先ほど部会長がおっしゃった積極的に全国に情報発信の観点で、趣旨の方を1ページ目に書いておりますが、例えば、教訓、経験、知恵を記憶に留め、風化させることなく、3段目ですけれども、次世代に引き継ぐことは現世代に課せられた大きな責務であり、そのためのメッセージを「再生」の姿として具現化する必要がある。

その「再生」の姿は、時代の要請である循環型社会構築の観点から、全国に向けた普遍的メッセージの発信源ともなるべきことが期待される。こういうことを書いておりますが、全国最大規模の事案であるとか、前例のない取組であることとか、いろんな応募意欲を増すようなメッセージ性の強いものをこの趣旨の中でより一層整理していく必要があるのかなと受け止めました。

あと、技術的には、次のページですが、4番ですね、募集期間が10月1日からでございます。あと、この提案、専門家の募集についてはあと1回部会、協議会で御協議する場がございますので、今日の議論を踏まえてそこで更に肉付けしていただければなと思っております。

古市会長： ありがとうございます。これは、応募対象は先ほど部会長の方から御説明がございましたけれども、市民グループも追加ですね。

事務局： これは事務局として出した段階のものとしてという意味です。

古市会長： その時、市民個人でもよろしいんですね。

事務局： その辺も、部会なり協議会で整理していただければ。

古市会長： その辺も踏まえて、これをベースとしてさらに次の部会がございますので、御議論いただきまして、また次の協議会で御報告をいただくということにした

いと思います。

どうも、佐々木部会長並びに部会委員の皆様、大変ご苦労さまでございました。ありがとうございました。次回もよろしく願いいたします。

それでは、その他5の事項ですね、これはどうでしょうか、ざっと続けて説明していただけますか。説明される方、鳥谷部さんが全部されるんですね。続けてすいません、お願いします。

事務局 : それでは資料7-1、平成20年度県境再生総合啓発プログラム事業についてです。1、2、3とございます。1、出前授業。これは6月26日に上郷小学校、7月3日に田子小で終了済みでございます。ビデオ、パワーポイントを用いて説明をいたしまして、小学生からは「近くにあるのに驚いた。こんなにお金が掛かるのかと思った。」などの感想が寄せられております。

それから2、不法投棄現場見学です。これは不法投棄現場及び水処理施設を見学でございますけれども、7月4日に上郷小4年生、7月11日に田子小4年生、田子中2年生で実施済みでございます。活性炭や凝集沈殿の実験で、汚れた水が綺麗になるのを見て、感動していました。処理した水は飲めるのか、オゾンはどうやって発生させるのか、処理施設の建設費や運転費用などについて質問がございました。

3の八戸セメント見学です。これは処理施設の見学になりますけれども、今後、9月25日に上郷小4年生、それから10月3日に田子小4年生を対象に実施いたします。

4については、資料7-2を御覧いただきたいと思います。県境不法投棄現場見学会ということで9月6日に田子町民の方、それから県内在住の方を対象としまして、40名に限りますけれども専用バスを八戸駅から出しまして、見学スケジュールの中に書いてございますが、そういう形で実施したいと考えております。部会で実施するワークショップの参加者も参加できるように御案内をさし上げる予定としております。

それから資料8に移ります。協議会の開催日程変更についてでございます。次回、第24回の協議会ですけれども、9月20日に八戸市で予定していたものを、部会の開催日程の関係で9月28日に青森市に変更したいと思いません。

日程は20日から28日、開催場所が八戸市から青森市ということでございます。28日の八戸市内の公的施設等を探しましたがけれども、全てふさがっておりますので青森市で開催という予定になっております。それから25回協議会につきまして、24回の協議会を青森市に変更した関係で、25回の開催場所を八戸市に変更したいということで、2の今後のスケジュールにあるよう

に変更したいという形になります。

ちなみに25回の協議会、11月15日につきましては、岩手県の協議会と重なることになります。

古市会長： ありがとうございます。資料7-1と2につきまして何か御質問等ございますでしょうか。

これ、次の県民ワークショップの日時が。

事務局： 県民ワークショップが9月7日八戸市、それから9月15日青森市で開催ということです。

古市会長： ありましたね。資料5-1の2ページ目に書いてございました。ごめんなさい。ちょっとお尋ねしたかったのは、9月6日土曜日に現場見学会を40名ほどの方でされますよね。この見学会の方々もこのワークショップにうまく繋がっていただけることは可能なんではないでしょうか。

事務局： ワークショップの参加を呼びかけている中で、9月6日に現場見学会がありますというので併せて参加されるようにという御案内をしております。

古市会長： そうですか。6日土曜日の見学会と9月7日のワークショップ、両方ございますという御案内をされているということですね。分かりました。ありがとうございます。

特段無ければ、時間の関係もありますので次に進めたいと思いますが、資料8は、日程が少しワークショップ等の段取り等で若干ずれてこのような修正になったということになります。よろしゅうございますでしょうか。

ありがとうございます。

以上で今日の案件、検討していただくべき案件につきましては終わりました。

環境再生に関しましては部会で御検討をいただきまして、明確な方向付けがされてきております。それとまた冒頭の方でもありましたように、順調に撤去作業も進められている、若干地震等もございましたが、大きなところでは平成24年度には確実に修復を終わらせるんだという決意の下で、またそういう計画案でやっているということでございます。環境再生につきましても部会等を通して、また県民ワークショップ、専門家の力を借りて立派な何らかの形を作っていければと考えておりますので、それをまとめあげて実行に移していく責務はこの協議会にございますので、引き続き委員の先生方には鋭意御議論していただきまして、しっかり見守って実行をしていきたいと思っております。よろ



しくお願いいたします。

では、これで私の司会は終わらせていただきますので、マイクを山田さんにお返しします。よろしくお願いいたします。

司会 : 古市会長には議事進行、そして委員の皆様には熱心な御協議をいただきまして、大変ありがとうございました。

以上をもちまして、第23回県境不法投棄現場原状回復対策推進協議会を閉会いたします。本日は大変ありがとうございました。